令和4年度 新ジャンル・チャレンジプロジェクト応募要領

第1 募集内容

神戸産農畜水産物の加工食品開発、関係事業者とタイアップして行う販売強化など、神戸産農畜水産物の生産・販売拡大や産地等の知名度向上に繋がる取組みを募集します。

第2 募集の要件

次の要件全てに該当する事業計画を募集します。

- (1) 神戸産農畜水産物の生産・販路拡大に繋がる取組みであること。
- (2) 神戸産農畜水産物の知名度向上に繋がる取組みであること。
- (3) 取組みの効果が継続すること。

第3 応募対象者

応募対象者は、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者とします。

- (1) 神戸市内の農畜水産物生産者またはその団体
- (2) 神戸市内で生産された農畜水産物の加工、流通、販売を行う事業者または団体

第4 補助金額

300 千円を上限とし、審査により減額することもあります。

第5 補助対象期間

補助金の交付決定を受けた日から令和5年3月24日までとします。

第6 応募手続

- 1 事業を実施しようとする者は、別紙様式1号により事業計画を作成し、農の神 戸ブランド推進協議会(以下「協議会」という。) に申請してください。
- 2 協議会は、応募があった事業計画書を審査し、適当と認められる場合は予算の 範囲内で承認します。
- 3 事業計画の承認を受けた事業実施主体(以下「事業実施主体」という。)は次に掲げる活動計画の変更を行う場合は、あらかじめ農の神戸ブランド推進協議会

長(以下「協議会長」という。)の承認を受けるものとし、申請手続きは1及び2 に準じて行うものとします。

- (1) 構成員の変更
- (2) 計画内容の変更
- (3) 活動経費の30%を越える増減

第7 補助対象経費

- 1 補助対象経費は、別表に掲げる経費のうち本事業に直接要する経費であり、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものとします。なお、その経理に当たっては、別表の経費区分ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分して経理を行うこととします。
- 2 また、次のいずれの事業を行う場合は助成対象としません。
 - (1) その成果について、その利用を制限し、公共の用に供さない取組
 - (2) 特定の個人又は法人、団体の資産形成につながる取組
- 3 なお、交付申請のあった金額については、補助対象経費等の精査により減額することがあります。

第8 事業実施主体に係る責務等

補助金の交付決定を受けた事業実施主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、以下の条件を守らなければなりません。

1 補助金等の経理管理

交付を受けた補助金の経理(預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、 領収書等証拠書類の整理保管など)に当たっては、次の点に留意する必要があり ます。

- (1) 事業実施主体は、適正な執行に努めること。
- (2) 事業実施主体は、補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めること。

2 事業の推進

事業実施主体は、要領等を遵守し、事業実施に必要な手続き、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業実施全般についての責任を持たなければなりませ

 λ_{\circ}

3 知的財産権の帰属等

本事業を実施することにより知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権等)が発生した場合、その知的財産権は事業実施主体等に帰属しますが、知的財産権の帰属に関し、次の条件を遵守することをご了解の上、応募してください。

(1) 本事業により成果が得られ、知的財産権の権利の出願、取得を行った場合には、遅滞なく協議会長に報告すること。

4 事業成果等の報告

事業実施主体は、事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果について、本事 業終了後に、協議会に報告を行わなければなりません。

5 協議会実施事業への協力

事業実施主体は、協議会等が実施する神戸産農畜水産物の生産・販売拡大や産 地等の知名度向上のためのイベント等に原則として参加することとします。

第9 補助金交付手続

1 事業実施主体は、別紙様式2号により補助金交付申請書を協議会長に提出して ください。

なお、補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税等として控除できる部分の金額と当該金額に地方消費税に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請するものとします。

- (1) 当該交付申請者が2に規定する暴力団等に該当しない旨等を記載した誓 約書(様式2号の2)を添付してください。
- 2 協議会長は補助金交付申請書を審査し、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めたときは、交付申請者が次に掲げる者(以下「暴力団等」という。)のいずれかに該当するときを除き、別紙様式3号により補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)をします。
 - (1) 暴力団排除条例(2010年(平成22年)兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員

- (2) 暴力団排除条例施行規則 (2011年 (平成23年) 兵庫県公安委員会規則第2号) 第2条各号に掲げる者
- 3 補助事業における消費税等相当額が仕入れに係る税額控除の対象となる事業 主体に対する補助金の交付決定には、次の条件を付するものとします。
 - (1) 次項の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
 - (2) 補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税等相当額の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税額等相当額が確定した場合には、その金額(実績報告において、第1号により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額)を様式第3号の2により速やかに協議会長に報告するとともに、協議会長の返還命令を受けて当該金額を協議会に返還しなければなりません。
- 4 補助金の交付決定を受けた事業実施主体は、別紙様式4号により補助金の概算 払いまたは精算払い請求を行うことができます。
- 5 事業実施主体は、補助金交付決定後に事業内容の変更、事業費の増減が見込まれる場合は、別紙様式5号により補助金変更交付申請書を協議会長に提出してください。
- 6 協議会長は、補助金変更交付申請書を審査し、やむを得ないと認められる場合 は別紙様式6号により補助金変更交付決定を行います。
- 7 事業実施主体は、事業完了後 1 ヶ月以内又は令和 5 年 3 月 24 日のいずれか早い日までに、別紙様式 7 号により実績報告書を協議会長に提出してください。 この際に、成果物(写真、作成資料等)も添付して提出してください。

第10 その他

その他、必要な事項については協議会長が別に定めます。

附則

この要領は、令和4年4月1日から適用します。

(別表)補助対象経費

経費区分	内容
謝金	謝金(講師謝金)
旅費	旅費(実費)
事業費	会議費、会場使用料、消耗品費、印刷製本費、資料購入費、通信 運搬費、マーケティング調査費(展示会等事業費、広報費を含む)、 コンサルタント費、PR活動費(ちらし、パンフレットなど制作費、 のぼり等宣伝資材購入費、販促用の試食材料等購入費)、委託料(試 作開発費を除く)、産業財産権等取得費
試作開発費	原材料費、試作費、分析費、デザイン費、コンサルタント費、委 託費(試作・開発に限る)
その他経費	上記の他事業実施に必要な経費

(別紙様式1号)

令和4年度新ジャンル・チャレンジプロジェクト計画承認申請

令和 年 月 日

農の神戸ブランド推進協議会長様

住 所 団 体 名 代表者名 電 話 () – 番 電子メール

令和4年度新ジャンル・チャレンジプロジェクト補助金の交付を受けたいので、下 記のとおり事業計画書を提出します。

記

別紙のとおり

令和4年度新ジャンル・チャレンジプロジェクト事業(変更)計画(実績)書

1 事業実施主体の概要

事業者名	
代表者氏名	
連絡先	住 所 〒
	電話番号
	携带電話番号
	ファクシミリ
	メールアドレス
事業者区分	法人 ・ 任意団体 ・ 個人 ・ その他()
従業者数	
(構成員数)	
直近売上高	
(予 算 額)	
活動内容	
本事業に関連	 (本事業に関連して、過去5年間に国、政府系金融機関、県、市
する公的資金	町等から融資、補助等を受けたことがある場合、その公的機関名、
支援の実績	支援制度名、時期、金額について記載)

- (注1)事業実施主体について記載してください
- (注2)従業員数は、団体の場合は組織加入者数を記載してください
- (注3)直近売上高は、団体の場合は予算額を記載してください
- (注4)活動内容は、通常の業務又は活動の内容を箇条書きで記載してください
- (注5)任意団体の場合は、団体規約と名簿を添付してください。

2	事業計員	画(実績) 画の概要〕					
			対象農畜水産 体的に記載し			販売拡大や	知名度向上に
	〔令和4年	F度活動計画	〔(実績)〕				
	取り		対象農畜水産 動項目毎に箇				
	〔生産・販	远 計画〕					
	(対象農		:	産地名:)	
	年度	現状	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	目標(令和9年度)
	生産量						
	· 販売量						
L	(注)	生産量が販	売量か、該当	を○で囲み	計画は 対象		1の日樗生産・

(注) 生産量か販売量か、該当を○で囲み、計画は、対象農畜水産物の目標生産・ 販売量を記載してください。

3 経費明細表

活動項目	経費区分	補助対象経費	内	容
		円		
合	計			

(注)事業計画書、事業変更計画書、補助金交付申請書、補助金変更交付申請書、実績報告書の添付資料として共通様式としますが、変更があった場合は、変更前を ()書きで変更内容がわかるように記載してください。

(別紙様式2号)

補助金交付申請書

令和 年 月 日

農の神戸ブランド推進協議会長様

住 所団 体 名代表者名電 話 () - 番電子メール

令和4年度新ジャンル・チャレンジプロジェクトを下記のとおり実施したいので、 補助金 円を交付願いたく令和4年度新ジャンル・チャレンジプロジェクト応募要領第9の1の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の内容及び経費区分(別記)
- 3 添付書類 事業計画書(別紙様式1号の別紙)

収 支 予 算 書

1 収入の部

科 目	予算額	摘 要
協議会補助金	円	
自己負担額	円	
#		

2 支出の部

科目	予算額	摘 要
事業費	円	
計	円	

(注)収支の計は、それぞれ一致する。

(別紙様式2号の2)

誓 約 書

暴力団排除条例(2010年(平成22年)兵庫県条例第35号。以下「条例」という。)を遵守 し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約します。

なお、誓約事項に関し、農の神戸ブランド推進協議会が行う一切の措置に異議なく同意します。

記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- 2 暴力団排除条例施行規則(2011年(平成23年)兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各 号に掲げる者に該当しないこと。
- 3 間接補助事業を行う場合にあっては、上記1又は2に該当する者に対して間接補助金を 交付しないこと。また、業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、上記1 又は2に該当する者をその受託者としないこと。
- 4 農の神戸ブランド推進協議会長が、上記1及び2を確認するため、必要な事項を兵庫県警察本部長に照会すること、及び当該照会に係る回答の内容を他の補助事業における暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供することについて、異議を述べないこと。

令和 年 月 日

農の神戸ブランド推進協議会長 様

住 所 団体名 代表者名 電 話 () - 番 電子メール

(別紙様式3号)

補助金交付決定通知書

農神協第 号

令和 年 月 日

様

農の神戸ブランド推進協議会長印

令和 年 月 日付けで申請のあった令和4年度新ジャンル・チャレンジプロジェクト補助金については、金 円を下記の条件を付して交付することに決定したので通知します。

記

- 1 この補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容は、補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費

補助対象経費 円

補助金の額円

- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額は、第1項の申請書に記載のとおりとする。
- 4 補助事業者は、令和4年度新ジャンル・チャレンジプロジェクト応募要領に従わなければならない。
- 5 この事業は、令和 年 月 日までに完了しなければならない。

(別紙様式3号の2)

令和 年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

令和 年 月 日

農の神戸ブランド推進協議会長様

住 所 団 体 名 代表者名 電 話 () - 番 電子メール

令和 年 月 日付け第 号により交付決定通知のあった令和4年度新ジャンル・チャレンジプロジェクト事業補助金については、同通知の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

 1 補助金の確定額
 金
 円

 (令和 年 月 日付け第 号による額の確定通知書)

 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 金
 円

 3 消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 金
 円

 4 補助金返還相当額 (3-2)
 金

補 助 金 請 求 書

金 円-	也
------	---

ただし、令和4年度新ジャンル・チャレンジプロジェクト補助金

上記のとおり、補助金を精算(概算)払いによって交付されたく、令和2年度新ジャンル・チャレンジプロジェクト応募要領第9の4の規定に基づき、請求します。

令和 年 月 日

農の神戸ブランド推進協議会長様

請 求 者 住 所

団体名

代表者名

発行責任者 氏 名

電話() 一番

電子メール

担 当 者 氏 名

電 話() — 番

電子メール

(振込先)

銀行名

支店名

預金種目 普通・当座・貯蓄

口座番号

口座名

口座名カタカナ

- (注)1 発行責任者とは、代表者又は団体内において権限の委任を受けた役職員(経理担当役員等)。
 - 2 担当者とは、請求に関する事務を担当する者。
 - 3 発行責任者及び担当者は、同一人物でも可(「発行責任者兼担当者」と記載)。

(別紙様式5号)

補助金変更交付申請書

令和 年 月 日

農の神戸ブランド推進協議会長様

住 所 団 体 名 代表者名 電 話 () - 番 電子メール

令和 年 月 日付け農神協第 号により補助金交付決定通知のあった令和 4年度新ジャンル・チャレンジプロジェクトの内容を下記のとおり変更し、補助金 円の交付を受けたいので、承認願いたく令和4年度新ジャンル・チャレンジプロジェクト応募要領第9の5の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容及び経費区分 (別記)
- 3 事業の着手年月日(令和 年 月 日)令和 年 月 日事業の完了年月日(令和 年 月 日)令和 年 月 日
- 4 添付書類
- (注) 1 1は必須、 $2\sim4$ は必要に応じ記載・添付すること。
 - 2 変更前を上段に()書で記入し、変更後をその下段に記入すること。
 - 3 補助金の額(経費の配分を含む)を変更しない場合は、上記 2 「経費区分(別記)」の提出は不要。

収 支 予 算 書

1 収入の部

科 目	予算額	摘 要
協議会補助金	円	
自己負担額	円	
計		

2 支出の部

科目	予算額	摘 要
事業費	円	
計	円	

- (注)1 収支の計は、それぞれ一致する。
 - 2 変更前を上段に()書で記入し、変更後をその下段に記入すること。

(別紙様式6号)

補助金変更交付決定通知書

 農神協第
 号

 令和
 年
 月
 日

様

農の神戸ブランド推進協議会長印

令和 年 月 日付けで変更申請のあった令和4年度新ジャンル・チャレンジプロジェクト補助金については、下記のとおり変更して交付することに決定したので通知します。

記

- 1 この補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容は、補助金変更交付申請書に記載のとおりとする。
- 2 変更後の事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費 補助対象経費 円

補助金の額円

今回増(△減)額決定額 円

3 補助金交付の条件等については、上記のほか、令和 年 月 日付け 農神協第 号の補助金交付決定通知書第3項から第5項までのとおりとする。

(別紙様式第7号)

補助事業実績報告書

令和 年 月 日

農の神戸ブランド推進協議会長様

住 所団 体 名代表者名電 話 () - 番電子メール

令和 年 月 日付け農神協第 号により交付決定のあった令和4年度新ジャンル・チャレンジプロジェクトを下記のとおり実施したので、令和4年度新ジャンル・チャレンジプロジェクト応募要領第9の7の規定に基づき、その実績を報告します。

記

- 1 収支決算書(別記)
- 2 事業の着手年月日 令和 年 月 日 事業の完了年月日 令和 年 月 日
- 3 添付書類事業実績書(別紙様式1号の別紙)成果物
- (注)申請内容を上段に()書き、実績を下段に記入する。

収 支 決 算 書

1 収入の部

科目	(予 算 額) 決 算 額	摘 要
協議会補助金	円	
自己負担額	円	
計		

2 支出の部

科目	(予 算 額) 決 算 額	摘要
事業費	PI	
計	PI	

(注1)収支の計は、それぞれ一致する。

(注2)申請内容を上段に()書き、実績を下段に記入する。